

平成 27 年度第 2 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 28 年 1 月 28 日 (木) 午後 2 時 ~ 4 時
会 場 本庁舎 20 階 交流会場
出 席 者 会長 (区長) 欠席 委員 32 名 (うち代理出席 1 名) 欠席委員 3 名
幹事 1 名 書記欠席 事務局 4 名 青少年対策連絡会会長・副会長
公開の可否 可
傍 聴 者 0 名

1 開会 青少年課長

2 新委員紹介

3 会長挨拶 (代理 教育長挨拶)

皆様、こんにちは。教育長の河口でございます。本日は今年度第 2 回の青少年問題協議会を開催させていただきました。大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

今、司会からございましたように、本来会長である区長の前川が参ってご挨拶申し上げるところですが、公務が重なっておりますので、私からご挨拶申し上げます。

皆様方には、日頃から青少年育成、非行防止、また地域の安全・安心とさまざまな場面でお力添えをいただいておりますことを、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨年 7 月 29 日に開催されました第 1 回の本協議会において、平成 28 年度青少年育成活動方針案の策定について、下部組織であります青少年対策連絡会に諮問をさせていただきました。本日の協議会では、その答申をいただけると伺っております。本日は、青少年対策連絡会の正副会長においでいただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願いたします。

さて、去る 1 月 11 日に「としまえん」で成人式を挙行いたしました。この青少年問題協議会の委員の皆様には、多数ご臨席をいただきまして、ありがとうございました。式典には、今年は約 7,000 人いる新成人の 6 割以上にあたる約 4,500 名の参加がありました。マスコミ報道では他の自治体ではさまざまなトラブルが発生していると報じられておりましたけれども、本区の新成人たちはそうしたこともなく、成人のつどいが滞りなく実施できました。これも本当に皆様の青少年健全育成へのたゆまぬ取組の成果であると確信しますとともに、感謝申し上げます。

現在、練馬区では、区長と教育委員会で構成します「練馬区総合教育会議」を開催しておりますけれども、教育に関する目標や施策の根本的な方針を定める大綱を区長が定めることになっておりまして、私ども教育委員会と一緒に協力を進めているところです。

まもなく出来上がると思っておりますけれども、この大綱には6つの取組の視点があります。その一つに「家庭や地域と連携した教育の推進」というものを掲げておりまして、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校が一体となって、子どもたちの健全育成を進めるといふようにしております。引き続き、青少年健全育成の取組に皆様方の変らぬお力添えをいただければと思っております。

今日はもう一つお話をさせていただきたいと思っておりました。今、夕べの音楽が夕方になると流れていると思います。これは皆様方ご周知のとおりなのですが、今これがうるさい、こういった放送は緊急時だけにしてほしいという声が非常に大きくなっておりまして、実は平成27年度、昨年4月1日から12月18日までの時点で12件同じような申し出がありました。この夕べの音楽につきましては、外遊びをしている子どもたちに帰宅を促す目安として、学校や家庭でも定着をしているわけでありまして、これについては長年いろいろと青少年問題協議会の中で議論をさせていただいて、平成19年から今の形になっているわけでありまして、ただ昨今は生活スタイルの多様化が進む中で、そのような声も増えてきたということでございます。そこで、そのあり方あるいは放送の仕方等も含めて、今後またこの場で問題提起をさせていただいて、皆様方にご意見を頂戴する場面がでてくると思っております。今のところ、委員の新しい任期が始まります次回以降の青少年問題協議会でいろいろとご協議いただければありがたいと思っております。

この協議会は青少年の健全育成に関わる関係機関が一堂に会して、青少年を取り巻く諸問題について総合的に対処するための方向を示していく、その重要な場でございます。本日は、区における青少年健全育成の方針を示す平成28年度練馬区青少年健全育成活動方針の策定等の課題について、ぜひご審議のほどをお願いいたします。これで挨拶とさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

4 答申

青少年対策連絡会会長から河口教育長（青少年問題協議会会長代理）へ答申

5 議題

（事務局）

副会長に議事の進行をお願いいたします。

（1）平成28年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について

（議長）

どうも皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第2回目になります。

今日は答申という形で、青少年対策連絡会での検討結果のご報告をお願いいたします。

(青少年対策連絡会：会長)

平成 27 年 7 月 29 日付けの文書で、練馬区青少年問題協議会会長より、「平成 28 年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定」について、諮問を受けました。青少年対策連絡会では、会議を 4 回開催し、答申をとりまとめ、先ほど、練馬区青少年問題協議会会長あてに答申文をお渡ししたところです。

ここで、青少年育成活動方針(案)について、申し上げます。青少年育成活動方針(案)は、昨年作成いたしました平成 27 年度版で内容を精査し、青少年対策連絡会において改訂の検討を行いました。改訂内容につきましては、青少年対策連絡会の副会長から説明いたします。

(青少年対策連絡会：副会長)

平成 28 年度練馬区青少年育成活動方針(案)についてご説明いたします。ページ順に説明いたします。お手元の平成 28 年度練馬区青少年育成活動方針(案)をご覧ください。

まず、表紙の絵は、例年どおり、平成 28 年健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、佳作に選ばれました 12 点から選定いたしました。また、表紙に青少年課青少年系の連絡先を掲載することといたしました。

続きまして、1・2 ページの育成活動方針の 4 つの目標の部分です。ここで、平成 28 年度青少年育成活動方針(案)の策定にあたりましてご意見をいただきます。平成 27 年度版青少年育成活動方針をご覧になって気になる点や、青少年健全育成という観点から参考となるご意見を願います。本年度第 1 回青少年問題協議会のご意見でも、4 つの目標そのものを改訂するというご意見はありませんでしたので、この部分につきましては、必要最小限の改訂を行うという方針で検討いたしました。その中で、チェック項目だけでなく、記入箇所を作成してはどうかという意見が出ましたので、4 つの目標ごとに家庭での目標を記入する箇所を設けました。

続きまして、3～5 ページです。平成 27 年度版において、3 ページが保護者の方へ注意喚起する「だいじょうぶですか?」のページで、4 ページが相談先の一覧を掲載してある「電話してみませんか」、5 ページが青少年育成地区委員会や青少年委員会など実施団体等の活動を紹介する「参加してみませんか」のページでした。本年度第 1 回青少年問題協議会において、4 ページの相談先についてさまざまなご意見が述べられていましたので、青少年対策連絡会で時間をかけて検討いたしました。その結果、構成から見直し大きな改訂をするという結論に至り、1・2 ページと繋がりのある「参加してみませんか」を 3 ページに移し、4・5 ページで「だいじょうぶですか?」の中に相談先を盛り込んだ構成にするという改訂案にいたしました。ページごとの内容をご説明いたします。

まず、3 ページに移した「参加してみませんか」の内容は、平成 27 年度版から変更はありません。ねり丸のイラストを 3 か所載せることにいたしました。

続いて、4・5 ページです。保護者の方への「だいじょうぶですか?」の中に、こんなことで困ったらここに連絡してはどうかということがわかりやすいように、相談先を盛り

込むことといたしました。相談先の精査も行い、どういった場合に相談する窓口で、どのような方が対応してくれるのかを追記いたしました。「子どものSOSに気づいていますか？」の項目では、「24時間子供SOSダイヤル」を相談先として追加いたしました。「子どもを虐待から守るために」の項目では、「練馬子ども家庭支援センター」の連絡先を3つに限定いたしました。また、「東京都児童相談センター」の「よいこに電話相談」の番号を追加いたしました。「児童相談所全国共通ダイヤル」、「東京子供ネット」、「子どもの人権110番」の3つを連絡先として追加いたしました。「スマホの向こうは危険がいっぱい！」の項目では、「消費者ホットライン」を相談先として追加いたしました。「No!危険ドラッグ!!」と「性に関する問題が低年齢化しています」の項目は、専用の相談先をこれまで掲載していませんでしたので、相談先をそれぞれ追加いたしました。また、こちらのページにもねり丸のイラストを載せることにいたしました。

全体について、その他青少年問題協議会で提案されました、「字が多くとっつきにくい」というご意見につきましては、情報量が少なくなることにつながりますので、紙面の都合上これまでの構成を踏まえた改訂とさせていただきます。また、「小学校用と中学校用で別のを考えることを視野に入れてほしい」というご意見もいただきましたが、小学生も中学生も含めて「地域の青少年」という一つの対象として、この青少年育成活動方針を基に共通認識を持って家庭・学校・地域が連携して青少年の健全な育成を図っていくということで、青少年対策連絡会としては一種類のままの方がよいという結論に至りました。

以上、青少年対策連絡会における検討結果をご報告いたしました。ご審議をよろしくお願いたします。

(議長)

ありがとうございます。対策連絡会の会長、副会長からご報告いただきました。また、事務局から平成28年度青少年育成活動方針(案)が事前に送付されていると思います。

それではここで、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。活動方針案へのご意見・ご質問がある方は挙手の上、ご発言ください。

(委員)

どうもありがとうございます。4ページ、5ページのところなんですけど、とてもどういう相談ができるかというのがわかりやすくなって、いいなと思ったんですけども、一点教えていただきたいのが、「いじめを受けてる?と感じたら」というのが2か所に分かれていて、いじめ相談ホットラインというのが左側にあって、2段目の方に東京子供ネットがあって別々になっているんですけども、これは何か意図があるのか意味があるのかなと思うんですけども、その辺りちょっと教えていただけたらと思います。

(議長)

ありがとうございます。そうしましたら、事務局の方、ちょっと答えていただきたいと

と思いますが。

(事務局)

4・5ページについては、縦の欄でSOSとか虐待とかということで分けさせていただきましたが、今のお話を受けまして、内容についても整理させていただければと思います。

(議長)

ありがとうございます。その他、ご意見をいかがでしょうか。

(委員)

今の委員の話と同じなんですけれども、「子どもを虐待から守るために」という縦の欄に、「虐待かと思ったら」というのと、「虐待かもと思ったらいつでも」と2つあるんですけれども、こちらの点も同じく一緒だと思うのですが。

(事務局)

今回この「だいじょうぶですか？」の欄と「電話してみませんか」の欄を見やすいように工夫をさせていただきました。今お話しいただいたとおり、まだ、ご指摘のようなわかりにくい面がございます。虐待についても、またこの欄の全体を通して確認してまいりたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

これを見まして、非常にまとまって、また色合いも目に優しいと。事務局の方が苦労されたと大変感嘆しました。表現のところ、1ページの「青少年の社会参加の機会を増やそう」ということで説明書きがありますが、その3行目に「社会で活躍するために」ということなんです、ちょっと「活躍」という言葉ですね、一億総活躍大臣もできたようなんですけども、全員が活躍できるわけじゃないんで、子どもが自立とか生活できるためにというのでよろしいんじゃないかなと思います。

それから、2ページ目「家庭・学校・地域・関係機関の連携を推進し、強化しよう」と書いてあり、その説明の2行目の最後が「子どもたちを見守ることが不可欠です」となっていますが、「不可欠」という言葉があんまりよろしくないんじゃないかと。他は非常に柔らかく書かれてますんで、ここは「見守ることが大切です」とかそういうあれでよろしいんじゃないかと思えます。

表現はそれだけなんですけど、最後5ページいちばん右の中段に「万引きは窃盗という犯罪です」の下の白く枠が取られてる所なんですけど、<非行、家出、犯罪被害者の相談>

あるんですが、不思議なことに練馬区が載ってないんです。警視庁は載ってますけども、まあ当然なんです。練馬区における人権・男女共同参画課に一応窓口らしきものがあると。まあ専任じゃないんですが、兼務で動いてると。23区ばらばらなんです。杉並区の場合は平成17年に犯罪被害者支援の条例まで作ってるんですね。で、中野区においては、相談員を置いてるんですよ。単なる区役所が警視庁に繋げるですとかNPO法人に繋げるですとか、そうではなくて、相談相手が身近にいないと。

私は一年半ほどですけど研修を受けたんですが、犯罪の被害者は警察行ったり検察庁行ったり裁判所ですか、行くこと自体が、そして外に出ること自体が怖いと。非常に恐怖感を持ってるわけです。そこで、ボランティアの方が付き添って行くというのも当然なんですけども。以前、人権・男女共同参画課の課長さん、今の前の前の方ですか、議会で答えてますけども、練馬区においてはそれほど件数はないというお答えをしたようなんですが、私としては練馬区の人口が72万人で、鳥取県が約57万くらいですか、それから島根県が69万3千なんで、県の人口を超えてるんですよ、練馬区は。ますます人口の流入があると思いますんで、そうでなくとも練馬区でというわけではなくて全国で練馬区の区民が犯罪に遭うと被害者になるということが十分考えられますんで、もっと真剣に。練馬区は人権についてちょっと消極的かなと思います。

警視庁においては、平成25・26年、今年もそうでしょうけども、最重要課題の一つに入ってるんですよ、犯罪被害者支援。で、犯罪被害に遭って、外に出られない、時間をかけて社会人として復活を願うわけですけども、それについて例えば就労支援とか子育て支援とかは練馬区の仕事なんです。警視庁の仕事ではないわけですよ。そのことを想定できるにも関わらず、ちょっと練馬区は消極的じゃないかなと感じます。以上です。

(事務局)

初めに5ページの<非行、家出、犯罪被害者の相談>でございますが、区としても犯罪被害者の相談につきましては、例えば福祉事務所、人権・男女共同参画課等、関係する部署と警察署との連絡会等で情報をいただいたり、また、こういったことができるのかということと定期的に協議しているところでございます。今後今話したご意見に基づきまして、区の専管部署はございませんが、窓口について記載が可能かどうかという点につきまして確認をさせていただければと思っております。

戻りまして、1ページの「社会で活躍する」の「活躍」の表記についてご意見いただきました。それから、次の2ページの「不可欠です」について「温かく見守る」というような表現でも良いのではないかというご意見いただきました。この点については、委員の皆様でいろいろご意見をいただきながらご意見を反映してまいりたいと思いますので、ご協議いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

これを先日もらいまして、大変素晴らしい出来栄だなと思って、私なりにつぶさに見

させてもらいました。お尋ねですけども、2ページの「家庭・学校・地域・関係機関の連携」を考えまして、「関係機関」とはどの辺りを言ってるのかということが、私にはちょっと理解できなかったのです。こういう辺りが私にできないならば、お母さん、お父さん方はどうかなという疑問を持ちました。

今、保護司の関係だと思っんですけども、この中に書いてありますけれども、私は民生・児童委員さんなんかもあたるんじゃないかと思ったもんですから、お尋ねしました。

それから、先程ありました虐待の所ですけども、重複しているような感じがいたしますね。4ページの「虐待かと思ったら」と「虐待かもと思ったらいつでも」というこの所の整理は必要なのではないだろうかという風に読んでまいりました。

それから、私の資料の関係か、4ページの薄紫色の中に書かれている文字が、もうちょっと色合いの関係ではっきりした感じになるといいんじゃないかと感じました。読みやすいように。以上でございます。

(事務局)

4ページの「だいじょうぶですか？」の欄につきましては、昨年度までの「電話してみませんか」と「だいじょうぶですか？」に関して検討する中で、見やすくという視点で内容を大幅に変更いたしました。その関係で、ご指摘のとおり十分に整理されていない部分がございます。これについては責任を持って内容の整理をしてまいりたいと思います。

それから、色の使い方、見やすさについてでございます。区では色の使用に関してガイドラインを持って設定してございます。お手許の資料は、区の印刷機での印刷でございますので、このような形で見にくくなっております。今後、ガイドラインに沿った形ではっきりと文字がわかるようにということで、外部に印刷をお願いしてまいりたいと考えています。十分気を付けてまいります。

それから、戻りまして2ページの「関係機関」でございます。これについては、委員からお話をいただきましたとおり、青少年問題協議会を構成しております各選出団体をはじめ、お話がありました民生・児童委員も含めて多くの関係機関ということで考えてございます。その範囲については、ここまでという限定はございませんけれども、青少年問題協議会委員の選出団体、さらに様々な青少年に関わる団体も含めた大きな広がり認識してございます。どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

私は学校ということを中心に考えてます。義務教育なもんですから、学校が今一番苦しいんだけど、なんでこんなに苦しいんだろうなということを考えてみますと、新聞記事とか報じてますけども、やはり生徒・児童との関係じゃないんですよね。やはり保護者との関係。そういう風で今の「関係機関」も活用っていうのが大切なんです。学校の先生も、私は学校評議員というのをやって学校によく行くんですけども、素晴らしい授業を展開してらっしゃいます。ところが実力が学力がつかない児童・生徒が、来ない子は来れ

なくなっちゃうんですね。そういう担任の関わりで対保護者と学校との関係がぎくしゃくすると、学校の先生も時間が足りなくなっちゃいますよね。それで子どももふらふらしてたんじゃ学校に居つきませんしね。言うなればそういうものの合併で関係機関というものの活用を、見えないような活用を、あんまり表に出るような活動ではないと思いますけどね、そういった辺りのあったかい雰囲気が醸し出されないかということで、関係機関というのは省いた方がよいのでは。私自身も迷っておりますけれども、学校のやっぱり成果を父兄と共有して比較的潤いのある、言うなれば民度の高い練馬区にしたいというのが私の願いで複雑にしてるわけです。以上です。

(議長)

ありがとうございます。関係機関という言葉の一つ選んでいただければと思います。お気遣いの方をお願いします。

(事務局)

今いただきましたご意見も含めまして、検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

(委員)

今ご発言がありましたけれども、関係機関というのはいろいろなところを含むと思うんですけれども、私は町会も入れてもらいたいと思うんですよね。町会、町会委員。なんですかと言うと、私は当然この活動方針を一読しましたけれど、よくできてると思うんですけれどもね、2番目に青少年の社会参加の機会を増やそうということと、3番目は健全で安全な社会環境づくりを進めようという話があります。この中で3番目の「健全」ということです。「健全」はどういうことを「健全」と言うのかということが、私はこれはあると思ったんですけれども、人間は医学的に言うと、子どもが小さいときにツベルクリン反応をしてツベルクリン反応が出て、陰性だとBCGを打つんですよね。BCGというのは菌だと思うんですよ。女性なんかの場合、肩に一生残るんで、私はあれは人権問題じゃないんですかと言ってるんですよ。しかし、それに対して文句を言う人は女性で誰もいないんですよ。親も。それはなぜかと言うと、人間で免疫がなければ雑菌の中で生きていけないということを親もみんな知ってるからです。医学的にそのことが確立されてるから、誰も文句がない。

しかし、精神面で言うと、「健全」とは何か。人間は純粹培養させて全部ツベルクリンで言えば陰性のまま育てて社会に出していいかということなんです。私なら「ばい菌」という言葉はこの場で使うのは適当ではないので、「免疫」というものは小さい時から、心身言わば精神の中に入れ込む、あるいは掌握するにはどうするかとここが問題なんです。そういう意味でいわば青少年の社会参加の機会を増やそうというのは正しい表現だし、健全で安全な社会環境づくりを進めようというのもいいと思う。

関係機関というのが地域社会で何かという、町会は都の予算をいただいている練馬区にもプラスアルファという事業で、町会で何かといろいろな活動でご支援いただいている、財政的にね。町会とお祭りやったり盆踊りやったりいろいろなことをやりますけれども、子どもたちを巻き込むことが私は自然と大人の姿を、例えば酒を飲んで酔っ払った姿を子どもに見せていいと思う、地域社会では。そういうことが子どものときには咀嚼できないけれども、大きくなったら、あれはああだった、あれはこうだったなど、私は思い出しますね。小さい時は矛盾だった。言ってることが矛盾なんだよね、子どもの頃には。だけど大きくなると、あれがこうかと、あれが処世術なのかということが分かってくる。そうすると社会で活動するときいろいろなことが不便になったり困難な直面に立ったときに、精神的に覚えた、いわゆる体験したいろいろなことが生きる力に通じるんじゃないかとも思ってるんですね。

長くなるといけませんので、そういう面では「健全」とは何か、もう一つは関係機関は町会みたいな所が働きかけていなくてはいけない。なぜかと言うと、町会には地、学校ではよく学校と家庭と地域と言いますけれども、地域の町会には自分たちが子どもの価値を育てるために重要な社会のゆりかごであるとか、あるいは土俵と期待できる場所であるとかいう認識は薄いように感じてるんですよね、私。ですからそういうことを訴えかけていただいたらありがたいなと、そう思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。なかなか「関係機関」、言葉の問題がございます。よろしく願いします。

(事務局)

「健全」につきましては、参考として、東京都青少年の健全な育成に関わる条例の記述をご紹介します。読ませていただきます。

18 才未満を「青少年」と定義し、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする、と条例に定められてございます。青少年の環境の整備を助長し、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止ということ。都の条例も受けまして、この健全で安全な社会環境づくりを進めようということを項目として挙げさせていただいております。

(委員)

直接青少年育成活動ということではないんですけれども、中に交通事故に関する機会がなく、自転車の乗り方だとか高齢者にちょっとぶつかった気がしたとか、そういうことも今後発生してくると思いますので、加害者にも被害者にもなりかねないというのがあって、自転車の乗り方と交通事故に気を付けましょうと、それが見たらちょっとないことに気付いたので、書いた方がいいんじゃないかなと思いました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。児童・生徒の交通安全につきましては、学校教育の中でも取り組んでございます。また、この方針の中でも、例えば の心のかよう明るい家庭づくりを進めようの中で社会のルールやマナーを守る姿を見せているとか、さまざまルールを守るという記載等がございます。この から の中でルールを守る姿勢を交通安全についても受けており、例えば の下の学校・地域・関係機関では、学校の登下校時の安全確保の活動を行っているですとか、こういったチェック項目の中ではさまざま入れてございます。もう少し記述を踏み込めるかどうかについても検討させていただければと思います。

(委員)

この活動方針案を見ておりまして、みなさん、「みんなでやってみよう！」という字が一体誰あてなのかが私にはよくわからないんですけれども。これは保護者にあてて書いているんでしょうか。それとも、子どもに読んでもらいたくて書いているんでしょうか。このテレビ・ゲームの時間を書いてもらいたかったのは、自分の身を守るために家族と約束したことを書いておこうというのは、子どもさんに書かせたいということなんでしょうか。その辺、みなさんの意見を取り入れて、いろんなものをてんこ盛りにしたことで、対象が見えづらくなったのかなというような印象を持ちました。以上です。

(事務局)

青少年対策連絡会で同様の意見がございまして、これを誰がということがよくわかるようにしていこうという議論がございました。そのためにこの欄には、少し説明を加えまして、全体を整理させていただきました。

(委員)

今の委員と同じ意味だったんですけれども、漢字を使ってるのが結構多くて、大人が使ってるのと同じくらいのレベルで使ってるので、小学生はこれを見て自分あてだという風には思えないんじゃないかなと思うんですね。で、中学生と、小学生の親というような形で出してらっしゃるのかなっていう風に、紙面を見たときには思いました。もし小学生に読んでもらうのであれば、例えば少し難しい所にはふりがなをふるとか、そういった配慮が必要かもしれませんし、そんなことをいろいろ考えていただきたいと思いました。

(事務局)

この青少年育成活動方針につきましては、お子さんと保護者の方が一緒に読んでいただくということも目的としてございます。内容については、保護者がお子さんとは話し合いながら、記入していくという考え方もございます。保護者からわかりやすくお子さんに説明していただきたいということで作成してございます。

(委員)

危険ドラッグの欄なんですけれども、練馬区の薬物乱用防止推進練馬区協議会があって活動しております。今日も午前中その会議があったんですけれども、そこで中学生からポスターと標語を毎年募集してまして、毎年ポスターと標語がティッシュのような形となって出ているわけです。ですので、下の「危険ドラッグ！ダメ、ゼッタイ！！」という所に、もしスペースがあれば今年の標語などを入れていただくと、自分たちで考えてその中学生の意識に目が留まるのではないかと思います。ちなみに27年度の標語は、光が丘第二中学校の三年生の子が作ったものなんです、「一瞬の心の緩みが命取り 一度の誘惑一生の地獄」という標語なんです。ですので、せっかく公募して中学生が考えたものなので、載せていただければ関心もあるんじゃないかなと思います。

(事務局)

限られたスペースでございますけれども、なんとか工夫して掲載できるかどうかについて検討したいと思います。

(委員)

これだけの力作を親子で読むということが基本だと思うんですよね。でも、基本のきが出来てないから問題が起きるんであって、何回も何回もレペティショントレーニングで繰り返し繰り返し言わなければね。それで、先程いい案が出てたので、ぜひ表紙やなにかの所へ「親子で一緒に読み合いましょう」とか、なにかそういう平仮名で。何度も言いますが、前に頂戴した「こんなとき、どうしよう？」という冊子がありますよね。これは小学校の低学年用に書かれておりますし、こちらの方のものは高学年向けに書かれておりますし、これはやっぱりこれだけの力作を読んでもらうために、ちょっと表紙やなにかに考えてもらおうと生きるんじゃないかと、私は思っております。それとやはりさっきの民生・児童委員の方が言っておりましたけれども、やっぱり一番身近な相談しやすいような風になにかできないかなというのが、私どもの願いなんですけどね。これによって、学校はとっても助かるし、子どもたちも本当に明るい表情になりますし、一歩が出ないんですよ、そのお父さん・お母さん方は。ここのところが問題なんですよね。

学校で電話連絡なり家庭訪問なりしても、一歩が出られないんです。ここのところが問題で、一人二人が全てのものをブレーキにするし、黒くもするしという、これは簡単なんです。学校はやっぱり学力をつける所だし、体力を作る、気力、知徳体と言いますけれども、そういうような弱者会の本メンバーね。そういう所をやっぱり中心に私は考えていきたい。その所にやっぱりこれなんかとってもいい資料だと私は思います。だから、親子で読み合いましょうとか、そういう呼びかけなんかもあってもいいかなと。力作を活かすために。以上です。

(議長)

ありがとうございます。だいが煮詰めて、毎年毎年改良を加えております。大変素晴らしいものができてると思いますし、チェックしてみよう項目の活用もぜひ検討していただきたいと思います。親子、あるいは親じゃなくても学校ででも結構でございます。少しこうチェックをしてみて、どんな方向へ向いてるのか、今後そのものの活用を大いに検討していただきたいと思います。

(委員)

すいません。先程お二人の委員から話があったんですけども、このパンフレットは誰あてにっていうのをまず一点と、いつ頃どのような形でこれは配布をされるのかを聞きたいんですけども、そこをもう一度確認させていただきたいのですが。

(事務局)

平成28年度4月以降に配布させていただきます。約8万部印刷し、区立小中学校児童・生徒および保育園・幼稚園のお子さん全員に配布をさせていただいております。それから、青少年関係団体につきましても、配布しております。それから、区ホームページにも掲載します。

(委員)

もう一点なんですけれども、3ページの下半分の「子どもが関係する事業のご紹介」という所なんですけれども、これは問合せと書いてあって、課だったりセンターだったりの名前が書いてあるんですけども、電話番号を記載してないのはどうしてですか。一番下に「区立施設の住所、電話番号は、「わたしの便利帳」をご覧ください。」と書いてあるんですけども、問合せというのを左に寄せたら番号を載せられるだろうし、ちょっと不親切じゃないかなと思ったんですけども。

(事務局)

3ページの問合せ先については、区の部署でございます。代表番号、または内線番号とかが、一目でわかるよう掲載できるかどうかについて検討させていただきます。

(委員)

1ページ目の なんですけれども、「家庭では」の「地域の行事に参加している」に括弧書きで「青少年育成委地区委員会の行事、児童館・地区区民館の行事、地域のお祭り、町会の行事や防災訓練など」と書いてありますが、これはこれで結構だと思うんですけども、町会の立場から申し上げますと、これは確か町会の方へも配られてますよね。

(事務局)

配布しております。

(委員)

それで、今町会の加入率が練馬区は合わせて4割しかないんですよ。老齢化で人材不足で、若い人が入ってくれなくて困ってるんですよ。ですから、2、3日前に区長さんとの懇談会がありましたけれども、資料によりますと2037年というのは20年後ですけども、練馬区の基金は底をつくって書いてありますね。ということは、公助っていうのはそれは不可っていう時代になるから、自助・共助の時代だと。共助と言ったときに一番有効な所は隣近所なんですよ。この隣近所を構成してるのは、みんな町会に入ってるおじいさん・おばあさんだけなんですよ。私のことなんですけど。若い人が入っていないんです。それじゃあお祭りに参加するっていうのもなかなかめんどろというのがあるね、私たちのお祭りをやってもなかなか入ってこないんですよ。ですから、これは困ってるんですけどね。で、例えば実は災害があっても、年寄りばかりではどうしようもないから、若い人に町会に入ってもらいたいと思うんですよ。町会でそういうことを親が活動したり、奉仕活動ですね、言わば、子どもはその後ろ姿を見てますよ。イベントがあっても参加しますよ。

そういうことでね、我々人間の生きる力、あえて先程も申し上げましたけれども免疫っていうものは自然に身に付いてくると。体験学習でもって。ですから、私は、ここで上げる問題ではないかもしれませんが、町会に加入してお祭りに参加しようというようなこともここに書いてもらいたいんです。以上です。

(事務局)

町会配布は、町会連合会を通して配布させていただくと共に、公設掲示板へのポスターも掲示させていただいて、周知に努めているところでございます。

(委員)

ただ今町会があんまり参加しないっていうお話ですけども、私の豊玉第一町会ですけども、盆踊りの時なんかはものすごい人が出ます。というのは、売店をPTAの方たちがいろいろ係でやっております。それについて、本当に学校から町会からいっぱい集まって、超満員で楽しく町会の行事にみんな参加していただいております。ですから、素晴らしいなど、私はいつも感心してますけども、町をあげて、豊玉第一町会をあげて、超満員でいつも和気あいあいとやっていて、時間が来るのがもったいない、早いと思うほどやっておりますので、ご参考までに申し上げます。

(委員)

また少し戻りますが、1ページ・2ページの所の、先程話題になりました「みんなでや

ってみよう」という対象が誰なのかということが気になりました。この基本方針そのものは、やはりご家庭にお配りして、ご家庭でそれぞれお子さんに合わせた指導をするのに参考にされるのが基本であろうと私は受け止めています。この中で、特に対象が何かと混乱するのは、当然これはご家庭の親向けで書いているなという文章と、真ん中の所の「自分の身を守るために家族と約束したことを書いておこう。」という、明らかにお子さんがやるところがあることです。その辺りをちょっと整理するとよいと思います。子どもが見て、ここはおうちの人と話して、自分たちで書くんだということを認識させるのならば、後ろの所に練馬区のかわいいこういうのがありますけれど、これぐらいの大きさの物で、子どものマークみたいなものをこの4つについては、頭に書いておくと、よいと思います。そうすれば、子どもは、「あ、ここは自分が書く所だな」とわかるであろうと思います。

そう考えまして、「家庭で、学校で、地域でみんなでやってみよう」というところは、それぞれの立場でチェックをしていけばいいことなのですが、そこから指導される子どもが、ここは、おうちの人と話し合っただけをやるんだっていうことをわかりやすくするのに、かわいらしいマークやイラストを入れてあげるとよいのかなと思います。以上です。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。青少年対策連絡会でも、お子さんがご家族の方と話し合っただけが記載できるようにということで、表現についてかなりの時間をかけて工夫したつもりです。ご提案の内容で記述を工夫できないかについて、また検討させていただきます。

それから、先程保護者の方と話し合っただけというご意見もいただいております。この欄について、そういった家族で話し合う中でお子さんが自分で考えて決めたことを書いていけるようなことがきちっとできるような表現について、もう一度工夫してまいりたいと思います。

(委員)

いろいろなご意見が出てまして、この活動方針は素晴らしいと思うんですね。ただ根本的な原因は、子どもたちというのは国の宝なんですよ。これをどのように健全育成で成人にもっていくかというのは、全社会で働く我々の本当義務だと思うんですよ。そういう観点から見っていくとですね、この4番にあります家庭と学校というのは非常に繋がりが強いと思うんです。しかし、これをまた一つ離れて、家庭と地域となりますと、意外とこれは疎遠なんですよ。そういった所の問題がまず第一ですね。

それが関係機関となりますと、私は特に関係している管轄だけの交流じゃないかなあという感じがするんですけど、そういった点を是正していただければなあと思うんです。私は練馬の防犯協会の会長ですけども、私ども警視庁管内では防犯ボランティア団体が約4,000団体、そして参加している方は約16万人ぐらいおります。では、練馬はどのくらいなのかと言いますと、実質的なボランティアでパトロールおよび環境浄化、そ

ったものを専門にやってる方たちが約40～50のグループがいて、人数はちょっと把握しておりませんが、懸命に努力しているんですが、そのやはり最たる重点は子どもたちの問題なんですね。ただその子どもたちあてに、立派ないわゆるイラストができましたけれども、どこがどなたがこれをやってくれんのかなと、そういったことがあまりちょっとはつきり載ってないんです。これは委員さんが全部やって言われても無理だと思いますし、またこれを役所の方に具申して、こういうことの事例がありますからこれをやってももらえませんかと言っても、役所でもそれは「はい、そうですか。」というわけにはいかないと思うんですが、要はそういった観点から私は一人一人がその気持ちを持って、やっぱりグループじゃなくてそういう風な気持ちを持っていただいて、活動していただければそれが一番いいなあという感じでございますが、そういう繋がりですね、それをもう少し委員さんなり、また窓口なりが強めていただければいいと思います。一つの事例があります。

私たちは社会参加活動、何十年になります、もうそこを卒業した子が約5万人ぐらい今いますが、春日町に練馬なかよし農園というのがありますけれども、その近隣の小学校5、6校の子がいまだに参加してくれています。そして、一番うれしいのは、全部記録を取ってあるんですけれども、卒業した5、6万人の子たちが万引きや変な犯罪を一件も犯してないということは、誇りに思ってるんですが、そういう風な運動をぜひこの会でも考えていただいて、全員が参加して子どもたちと過ごすようなことができたらいいなあと非常に強く望んでいます。よろしくお願いします。

(議長)

大変貴重な意見、ありがとうございます。まず、この活用方法も含めまして、今後の大きな課題だと思っております。

(委員)

1ページ・2ページの所で先程お子様の書く所を有効にできるようにとのお話がありましたけれども、お子様に書かせるのであれば、小さいお子様は漢字に仮名をふっていただくとか、書くスペースももう少し大きい方が子どもは書きやすいんじゃないかなということも思って、ちょっと全体的にかなりスペースがないかもしれませんけれども、ご配慮お願いしたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。確かに小学校低学年までいきますと、漢字等厳しいと思います。青少年と言いますと、小学校、中学校、高校までぐらいだとは考えております。ちょっと小さいお子さんには厳しいので、親と一緒にというような考え方かと思えます。

(委員)

青少年育成地区委員会の活動をしていますが、まず始めに4ページの文言で真ん中ら辺

の右側なんです、東京都児童相談センターというのがあって、その下に矢印で児童心理司となってるんですが、実は武士の士ではないかと思うんですが。これは、専門の東京都から出している 2015 年の青少年育成ハンドブックにも、児童心理司という言葉が出てこないんですけども。これについて、もしこういう字でよろしければいいんだということで。僕は普通は武士の士じゃないかと思うんですが。

(議長)

児童心理司の司が司になっていますけれども、これは武士の士じゃないかということなので、とりあえずちょっとご検討の方を。

(事務局)

これは、児童相談所の専門職でございます、児童福祉司、児童心理司とも児童相談所の職員でございます。司で間違いなと思います。

(委員)

先程委員からもっとPRをとということなんですけれども、青少年育成地区委員会の関係では練馬区中にここに書いてありますが、約 2,200 名の委員さんがおありまして、この各地区でこの育成活動方針に基づいて活動しています。また、それぞれ各地域の町会の推薦の委員さん、また学校のPTAの委員さんと、育成地区委員さんそのものがいろいろな区の社会ボランティアと言いますか、そういう関係の役職を持った方がたくさん集まっておりますので、委員さんそのものがこういう活動方針に基づいてそれぞれ活動しているということを、それぞれ地域なり町会に帰った時に説明をしていただければよりこの活動方針も活用ができるんじゃないかなと思っております。以上でございます。

(事務局)

今私がお答えしている間に事務局職員がインターネットで再度確認をいたしまして、この司で間違いなことを確認いたしました。

(議長)

大変多くの意見をありがとうございます。修正できる所は打ち合わせをし、修正していただきたいと思います。皆様のご協力により大変素晴らしい紙面ができてきました。大いに今度は活用ということが次の課題かなと思っております。

では、次の議題がございますので、進めさせていただきます。

以上、ご審議いただきました結果を踏まえ、青少年問題協議会として平成 28 年度の青少年育成活動方針ということで、区長に具申したいと思っております。皆さん、よろしいでしょうか。よろしければ、拍手でお願いいたします。

拍手 承認

(議長)

ありがとうございます。続きまして、議題の2 子ども防犯ハンドブック「こんなとき、どうしよう?」の改訂案に入ります。青少年対策連絡会の会長より検討結果のご報告をお願いいたします。

(練馬区青少年対策連絡会：会長)

ここで、子ども防犯ハンドブックの改訂案について申し上げます。

平成27年第1回青少年問題協議会で、低学年用の表紙の表記についてのご意見がありました。青少年連絡会で検討いたしましたところ、低学年用と高学年用の判別がつきやすいように、低学年用の表紙の漢字表記にふりがなをつけ、名前欄を平仮名のみ表記にしました。また、低学年用と高学年用の表記を大きくいたしました。

他にもご意見をいただきましたが、平成26年度版で大きく内容を変更いたしましたので、今年度は必要最小限の改訂にとどめるという結論に至りました。

以上です。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。対策連絡会の会長、副会長からご報告いただきました。また、事務局から子ども防犯ハンドブックの表紙の改訂案が事前に送付されていることと思います。こちらも、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。ご意見・ご質問がある方は、挙手の上、ご発言ください。よろしく申し上げます。

では、ご意見がないようなので、このような形で進めさせていただきます。

以上、ご審議いただきました結果を踏まえ、青少年問題協議会として子ども防犯ハンドブック改訂案ということで、区長に具申したいと思います。皆様、よろしいでしょうか。よろしければ、拍手でご承認ください。

拍手 承認

(議長)

ありがとうございます。続きまして、(3)その他報告事項に入りたいと思います。それでは、平成27年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局から説明

(議長)

はい、ありがとうございます。何かご意見等ございますか。挙手のうえ、お願いしたいと思います。いかがですか、内容につきまして。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。皆様、ご意見がございませんようでしたら、これで進めさせていただきます。

委員の皆様から、その他の事項で何かございますでしょうか。

(委員)

先程の区長の会合のテーマでございましたけれども、教育長もおっしゃいましたが、夕べの音楽がうるさいということが12件ありましたが、練馬区民は72万人いますが世帯数はどのくらいですかね、正確な数字はわからなくても結構ですけれども、少なくとも20万世帯はあるんですかね。

(事務局)

30万世帯位です。

(委員)

30万位ですか。そうだとすると、30万のうちの12件なんですよね。あれをうるさいと言うのは、ものの見方だからね。うるさいというのが私の方がわからない。なんでうるさいのかが。優雅で情緒のいい鐘じゃないですか。ですから、こういうときは民主主義の多数決は働かないんですかね。私かね、民主主義の時代は少数意見をどうするのか頑張るっていうのはね、民主主義を自ら否定することだと思うんですよね。民主主義は多数決で決まると決まってるんだよね。どうして言うてくるんですかね。そんなことをちょっと考えました。以上です。

(委員)

この話しをすると、長くなってしまいますので、今日はやめますけれども、冒頭あえて私の方からお話をさせていただきましたのは、今まで12件も来たことがないですよ、正直言って。ここにきて急に目立つようになった。これはやはり何かあるのかなと。時代が変わったのか、それとも本当に働き方が多様になって、ああいう時間帯にお休みになつての方が多くなったのかなとか、あるいは防災無線を使ってますから防災無線の感度が悪くなったか良過ぎるようになったか。最近になって集中して多くなったということは、その後やはり同じ思いの方が多くいるかもしれない。

我々としては、ちょうど平成19年に今のこの形にしました。夕べの音楽の在り方、それからもし、もっと子どもたちに趣旨を徹底するにはこの方法しかないのか、それとも他にもこの方法でいいんだからやり方を少し工夫するだとか、そういうことをいろいろ皆さん

方と意見交換したいと思っておりますので、次回以降、ぜひよろしくお願い申し上げます。

(委員)

デジタル化は関係ないんですかね。放送の。それ、やってるんですよね、今。デジタル化してて、声がよく通るようになったんじゃないかっていうのは、一つ心配あります。その辺は区の方がよく知ってらっしゃるんで。

(事務局)

防災無線のデジタル化が図られておりまして、きめ細かに、例えばここの方がうるさいんだったらこの部分のボリュームを下げるだとか、一斉のボリュームではなくなっても大丈夫だということになりました。

それから、もう一点ですけれども、訴えの主は、まず赤ちゃんがいらっしゃる方で赤ちゃんがちょうど寝静まったと思った時間の4時半に鳴ると。それから、夜のお仕事の方でまだ寝てる最中に鳴ると。そういうような方でございます。

それから、もう一点ですけれども、夕べの音楽というのはかなりの定着がされておりまして、これをにわかに廃止することも難しだろうと。ただ、今の音楽でなくても違った物であってもこの長さでなくても、できることがあるのではないかと。さまざまな所で、次回以降ご意見を頂戴できればと思っております。以上でございます。

(委員)

私商店街の者です。今の放送のことについて、一件大分前になるんですけれども、区でもお一人の方がいたような気がしますが、練馬区の環境課の方から指導っていうのが入るんですけれども、一応一定方向に対して何デシベル以下というようなことをですね、環境課の方から指導をいただきまして、電波の音を下げるとか、あと時間を長くするとか、いろいろありましたんですけれども、今となっては特に問題はなくてですね。でも一件でそういう風な形になるんで、また12件がどうなのかということなんですけれども。一応放送っていうのは、商店街と夕べの放送というのは違うんで、またその辺りを考えていきたいと思えます。

(委員)

あのチャイムはとってもいいですね。私は地域を安全見守り隊というジャケットを着て、回ってます。私自身も守ってもらえますし、子ども自身にも声をかけやすい。それから、ピンポンとチャイムが鳴ると、さあ帰ろう、なんて言うことも、ないと言えないですよね。老人の至福の時間と言ってもいいです。これはちょっと冗談になりますけれども、やはり人権・人命の尊重ということもしっかりと考えてはいきたいと思えます。次回の論議に期待したいと思えます。

それと、もう一つはですね、評議会の様子の修正云々と書かれたものを送っていただき

ました。それから、この後期も早めに、とても話し合いが円滑にいくようになったなあと。私は当局に感謝したいと思います。で、こんなに皆和やかな中で意見がたくさん出たというのは、私も何期かやってますけれども、久しぶりですよ。座長さんの棒の振り方も非常に良かったと。そういうことです。当事者の意識を持ってもらえて感謝します。以上です。

ただ新区長さんは一度も顔を見せにくだらないのでしょうか。

(委員)

前回、第一回のときは挨拶をさせていただきました。

(委員)

ああ、私が遅れてきた時かな。

(議長)

時間も大分押してまいりました。事務局の方から何かございますでしょうか。

(委員)

一年前の議事録を持ってきてるんですが、話し合いの中で保育園と学童保育の流れの一端の中で、認可保育園、認可外保育園で事故がどうなのかということで、おそらく教育委員会の方は練馬区ではそう差はないのではないかなということなんですが、認可外保育園ってのは認可保育園の3分の1しかないんですね。去年5月の日経新聞に載ってますけども、これは2004年から2014年まで163人の乳児なり幼児が亡くなってるんですよ。で、この7割は認可外保育園なんですよ。資格を持ってない方もいらっしゃるし、法律が昨年から変わって、ママさん保育をやるにあたって保育士の資格はいらないと。撤廃してるわけですよ。そういう中で、乳児や幼児を安全に預かれるのかなということで、この統計を見たときに漠然としたんですよ。今後東京都でも認証保育所ですとかが増える傾向にある、小規模保育も増える、ママさん保育も増える、その中で一人も事故を起こしませんよと、はっきり言える体制にもっていただければと思います。以上です。

(事務局)

昨年それまであったとするならば、ちょうど例えばもちろん他県の話ですけども、ベビーホテルで預けてた子どもに事故が起こったようなことを聞いたように思われます。認可外保育所と申しましても、いろいろな種類がございます。まず、認可された保育所であるということとそれ以外という二つの分け方がありますが、その認可されていないカテゴリーの中にも認証保育所というのがあったり、もう既に子どもの子育て新制度に位置づけられた小規模保育事業とか保育ママだとか、さまざまございます。それと全く違う中で、完全に官公庁の管理が及んでいないベビーホテル、また自称そういう制度があるわけがございます。私どもとしては例えば練馬区が関わっている所については、もちろん一定の助成制

度がありますし、それに伴って指導を行っている所もありますが、例えば練馬区は承知はしている部分はありますけれども、例えば我々のあずかり知らないところでベビーホテル等が運営されてる可能性もないとは言えない。というような、一概に認可保育所と認可外保育所と言いましても、さまざま多様な所がございますところを改めてご理解いただきたいと思います。

で、そのような他県においてのいろんな事故等が起こったりしたことを踏まえて、練馬区の中でそのような施設があるかないか、あるとするならばどこにあるのかというのを当時ありったけのやり方で調べてみたところでございます。いずれにしても、幸いにして本区の中でこのような事故等は発生はしておりませんが、私どもとしてはお子さんを預かる主管といたしまして、引き続ききちとやっていくようなことについてはやらせていただきたいと考えております。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。大変長らく皆様ありがとうございます。大変貴重な意見ですね、いただきましてありがとうございます。区の方でいろいろ検討して進めていきたいと思っております。

本日予定していた議題は終了いたしました。これで、平成 27 年度第 2 回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。誠にありがとうございました。